

花巻市国民健康保険運営協議会委員辞令交付式  
及び花巻市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成28年5月23日(月) 午後1時00分

2 会議場所 花巻市役所本庁3階 委員会室

3 会議日程 別紙次第のとおり

4 協議事項

- (1) 花巻市国民健康保険運営協議会会長の選出について
- (2) 花巻市国民健康保険運営協議会会長代理の選出について

5 報告事項

- (1) 花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

6 会議に出席した委員は次のとおりである。

被保険者代表委員

委員 江川 サツミ

委員 瀬川 行夫

委員 板垣 眞喜子

委員 金澤 千加子

保険医又は保険薬剤師代表委員

委員 三浦 良雄

委員 中舘 一郎

委員 八重樫 寿人

委員 山田 裕司

公益代表委員

委員 藤本 莞爾

委員 鎌田 慶弥

委員 中村 良則

委員 杉原 典子

被用者保険等保険者代表委員

委員 高橋 哲夫

7 会議を欠席した委員は次のとおりである。

委員 三浦 弘美

8 会議に出席した職員は次のとおりである。

副市長

佐々木 忍

健康福祉部長

熊谷 嘉哉

財務部市民税

千葉 達哉

財務部収納課長	平野克則
健康福祉部健康づくり課長	佐藤拓史
健康福祉部国保医療課長	八重樫洋子
健康福祉部国保医療課課長補佐	俵 恵
健康福祉部国保医療課国保係長	晴山達也

## 9 辞令交付式

(開会 午後1時00分)

### 国保医療課長（八重樫洋子君）

皆様におかれましては、お忙しい中、そしてお暑い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の進行を務めます国保医療課の八重樫でございます。

それでは、ただ今から花巻市国民健康保険運営協議会委員の辞令交付式を行います。

この度の国民健康保険運営協議会委員の委嘱につきましては、新たな任期となりますことから全委員14名の方々へ、平成30年5月20日までの任期として、市長からご委嘱申し上げるものです。本日、上田市長に代わりまして、佐々木副市長から辞令書をお渡しいたします。

お名前を読み上げますので、自席にてご起立のうえお受け取り願います。

(副市長から各委員へ辞令交付)

### 国保医療課長（八重樫洋子君）

なお、被用者保険等保険者代表委員としてお願いすることとしております三浦弘美様につきましては、本日欠席する旨申し出がありましたことをお知らせいたします。

それでは、佐々木副市長よりご挨拶を申し上げます。

### 副市長（佐々木忍君）

上田市長に代わり副市長の佐々木ですが、ご挨拶を申し上げたいと思います。

国民健康保険運営協議会の委員の皆様には、何かとお忙しいところ本日はご出席をいただきまして大変ありがとうございました。

そしてまた、ただ今は、辞令書を交付させていただきましたけれども、今後2年間、都道府県化など国保の重要な時期にあたりまして、ご審議、ご意見をいただくということでよろしくお願ひ申し上げます。

本市における国民健康保険の状況ですけれども、世帯数、人数ともに減少傾向にあります。しかしながら、被保険者の高齢化あるいは医療技術の高度化ということもありまして、医療費はむしろ増加傾向にあります。そしてまた、国民健康保険法の改正によりまして、平成30年度からは都道府県化ということになります。これまで各市町村が保険者となりながら皆様からの貴重な国民健康保険税を預かりして、それにより市民の安全安心のための医療提供ということでお返ししてきたところで、今後におきましては、県が主な事業主体、運営主体となって、市町村は国民健康保険税を集めていくということになります。全県的にフラット化がなさ

れるということだと思えますけれども、まだまだ情報が不足している状況でありまして、今年度から、いよいよ具体の協議が進んでいくということになります。

従いまして、このような動きの激しい時期を迎え、私どもといたしましても、国の動向を十分注視しながら、委員各位からは率直なご意見をいただきながら花巻市の国民健康保険を進めていきたいと思っております。

本日はこの後、運営協議会の中で、国の税制改正に伴う説明をするということになっております。中身としては、国民健康保険税の限度額の引き上げなどですけれども、この機会を利用してご説明をさせていただくということでございます。

農繁期の時期ということでもありお忙しいところ、本日はお集まりいただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### **国保医療課長（八重樫洋子君）**

以上をもちまして花巻市国民健康保険運営協議会委員の辞令交付式を終了いたします。ありがとうございました。

なお、副市長は別の用務のためここで退席させていただきますことを、ご了承承賜りますよう、よろしくお願いいたします。

この後、引き続き協議会を開催いたしますが、準備のため暫時、時間をいただきたいと存じます。

## **10 協 議**

（開会 午後1時10分）

#### **国保医療課長（八重樫洋子宏君）**

協議会を開催いたします前に、本日出席しております関係課職員を紹介させていただきます。

（職員紹介）

#### **国保医療課長（八重樫洋子君）**

開会に先立ちまして、ご報告いたします。本日の出席者は、委員14名中、13名の出席となっております。花巻市国民健康保険運営協議会規則第4条に定めます定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

ただ今から花巻市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

先ほど皆様にはご委嘱差し上げたところですが、ただいまは会長及び会長代理が不在となっております。

会長が選出されるまでの間、慣例によりまして出席委員のうちの最年長の委員の方に臨時議長をお願いしたいと思います。

本日ご出席いただいております最年長の委員は、鎌田慶弥委員ですので、よろしくお願いいたします。

（鎌田委員、議長席に着席）

#### **臨時議長（鎌田慶弥委員）**

皆様、今日は大変ご苦労さまでございます。

ただ今ご紹介をいただきました鎌田慶弥でございます。区長会に在籍しております。よろしくお願いいたします。

会長が決まるまでの間、臨時議長を務めますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは協議に入ります。

3の「花巻市国民健康保険運営協議会会長の選出について」を、事務局より説明をお願いします。

(国保医療課長、挙手)

**臨時議長(鎌田慶弥委員)**

はい、お願いします。

**国保医療課長(八重樫洋子君)**

ご説明いたします。現在、当協議会には会長が不在となっておりますことから、会長を選出していただきたいというものです。

選出にあたりましては、国民健康保険法施行令第5条第1項の規定に基づきまして、「公益を代表する委員」のうちから選挙により選出することになっておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

**臨時議長(鎌田慶弥委員)**

ただ今、事務局から説明があったとおり、「公益を代表する委員」のうちから会長を選挙で選出することになっております。

当協議会の先例を見ますと、指名推薦の方法をとっているようでございますので、指名推薦の方法で選出したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**臨時議長(鎌田慶弥委員)**

異議なしの声がありますので、ご異議なしと認めます。

よって、会長の選挙は指名推薦で行います。

それでは、推薦をお願いいたします。

**金澤千加子委員**

はい。

**臨時議長(鎌田慶弥委員)**

はい、金澤委員さん。

**金澤千加子委員**

藤本委員さんを推薦いたします。

**臨時議長(鎌田慶弥委員)**

はい。ただ今、金澤委員から藤本委員を推薦するとの発言がございましたが、ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**臨時議長(鎌田慶弥委員)**

なしという声がございます。

なしということでございますので、藤本委員を会長の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**臨時議長(鎌田慶弥委員)**

異議なしと認めます。

よって、ただ今指名推薦されました藤本委員が会長に当選されました。

これをもちまして、臨時議長の職務は終了いたします。皆様のご協力に感謝申し上げます。

ただ今会長に当選されました藤本委員におかれましては、議長席にご着席をお願いいたします。

(会長、議長席に着席)

**会長（藤本莞爾委員）**

それではひと言ご挨拶申し上げます。ただ今、花巻市国民健康保険運営協議会の会長として重責を担うこととなりました藤本莞爾でございます。

さきほどの副市長さんのごあいさつのとおり、平成30年度から国民健康保険の財政運営の主体を県が担い、市町村と共同で国民健康保険が運営されるということになったわけでございます。

これにより、国民健康保険特別会計の安定的な運営が図られ、より効率的な運営がなされるものと期待するところでございます。

これから、国保の都道府県化に向けての準備期間となります。委員の皆様におかれましては、その動向を注視するとともに、必要に応じて、当運営協議会で協議をしまいたいと存じますので、ご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方のご指導とご鞭撻をいただき、会長としての責任を果たしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、会議を続行いたします。

最初に、本日の会議の会議録署名委員の指名を行います。

指名は、花巻市国民健康保険運営協議会規則第12条に基づき、議長が行うことになっておりますので、私から指名させていただきます。

八重樫寿人委員と山田裕司委員をお願いいたします。

それでは、協議に入らせていただきます。

5の「花巻市国民健康保険運営協議会会長代理の選出について」を事務局より説明を求めます。

**国保医療課長（八重樫洋子君）**

はい。

**会長（藤本莞爾委員）**

はい、八重樫課長どうぞ。

**国保医療課長（八重樫洋子君）**

それでは、説明申し上げます。

会長に事故あるとき、その職務を代行する会長代理につきまして、現在不在となっております。

国民健康保険法施行令第5条第2項の規定によりまして、会長と同様に「公益を代表する委員」のうちから選挙で選出していただきたいというものです。

以上でございます。

**会長（藤本莞爾委員）**

ただ今事務局から説明があったとおり、「公益を代表する委員」のうちから会長代理を選挙で選出することになります。

会長の選出と同様に、選挙の方法を指名推薦で行うことにしたいと思っておりますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）。

**会長（藤本莞爾委員）**

異議なしと認めまして、会長代理の選挙は指名推薦で行います。  
それでは、推薦をお願いいたします。

（江川サツミ委員、挙手）

**会長（藤本莞爾委員）**

はい、江川委員。

**江川サツミ委員**

鎌田委員を推薦いたします。

**会長（藤本莞爾委員）**

ただ今、鎌田委員を推薦するとの発言がございました。ほかにありませんか。  
（「なし」の声あり）

**会長（藤本莞爾委員）**

なしということですので、鎌田委員を会長代理の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**会長（藤本莞爾委員）**

異議なしと認めます。

よって、ただ今指名推薦されました鎌田委員が会長代理に当選されました。

協議につきましては、以上で終了いたします。

続いて、報告に入ります。

報告第1号「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

（健康福祉部長、挙手）

**会長（藤本莞爾委員）**

はい、健康福祉部長。

**健康福祉部長（熊谷嘉哉君）**

それでは報告第1号「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」のご説明を申し上げます。

本条例は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行い、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成28年3月31日専決処分いたし、公布したものです。

それでは、改正の内容についてご説明を申し上げます。

お手元に配布しております報告第1号 資料その1「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱」、資料その2「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表」をご覧ください。

第2条は、国民健康保険税の課税額を規定するものでありますが、基礎課税額に係る課税限度額を「52万円」から「54万円」に、後期高齢者支援金等の課税限度額を「17万円」から「19万円」に改めるものであります。

第21条は、第2条の改正と同様に課税額の限度額を改めるものであり、また、軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更を行うものであります。

次に、施行期日であります。本条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

附則第2項は、所要の経過措置を講じるものであります。

以上で説明を終わります。

なお、引き続き、配布しております資料「平成28年度税制改正の大綱（国民健康保険税）概要」につきまして、市民税課長の千葉がご説明いたします。

#### 市民税課長（千葉達哉君）

私からは、本日の資料であります「平成28年度税制改正の大綱（国民健康保険税）概要」について説明させていただきます。

さきほどの健康福祉部長の説明とも重複いたしますが、1、国民健康保険税に係る課税限度額を現行の「52万円」から「54万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の「17万円」から「19万円」に、それぞれ引き上げるものです。

表の左側の欄「医療分（計）」とあるのは、「基礎課税額分」と「後期支援金等分」を足したものです。一番右の欄「合計」は「基礎課税額分」、「後期支援金等分」、「介護納付金分」を合計した金額になっております。合計いたしますと、現行「85万円」のものが4万円増額になりまして「89万円」になります。なお、下の※印の欄であります。単身世帯で、給与収入1,040万円以上、年金収入1,030万円以上、どちらも所得に直しますと、820万円以上が限度額に到達する基準と試算しております。

2、国民健康保険税の軽減措置について、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を現行「47万円」を「48万円」に、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の「26万円」から「26万5千円」に引き上げるものです。これによりまして、3人世帯、夫婦40歳、子ども1人の場合で試算すると、2割軽減の対象世帯は、これまでは、給与収入で「275万円」の世帯が対象だったものが、「278万円」に、5割軽減の対象世帯は、給与収入で「185万円」の世帯が対象だったものが、「186万円」にそれぞれ拡大されることとなります。

下の方のグラフにつきましては、線グラフが限度額の関係を示しており、中間所得者層の被保険者負担に配慮した見直しとなっております。棒グラフは、2割軽減と5割軽減の世帯が増えることで、所得の低い世帯にそれぞれ配慮した見直しを行ったことを説明したものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

#### 会長（藤本莞爾委員）

当局から説明をいただきました。

これに対しまして、委員の皆様からご質問がございましたらお願いいたします。

（中村良則委員、挙手）

#### 会長（藤本莞爾委員）

中村委員、どうぞ。

#### 中村良則委員

参考までにということで、お聞きしますけれども、この2割、5割、7割軽減の対象者が増えるということですが、市全体で国保税を払う人のうち、だいたい何割くらいが軽減の対象世帯になるものか教えていただければと思います。

(国保医療課長、挙手)

会長(藤本莞爾委員)

はい、お願いします。

国保医療課長(八重樫洋子君)

はい、お答えいたします。28年4月1日賦課期日現在の影響を試算したのですが、2割軽減が1.21パーセントの増、世帯数は1万3,493世帯中1,587世帯となり、また5割軽減は1.64パーセントの増で2,479世帯となっています。

会長(藤本莞爾委員)

中村委員、よろしいですか。

中村良則委員

はい。

会長(藤本莞爾委員)

そのほか、質問ございませんか。

質問がないようですので、報告については以上で終了いたします。

次に、その他の事項につきまして、事務局からありましたらお願いいたします。

国保医療課長(八重樫洋子君)

はい。

会長(藤本莞爾委員)

国保医療課長。

国保医療課長(八重樫洋子君)

今後の日程について、お知らせいたします。

まず、当協議会の開催につきましては、市長から諮問があった条例改正や予算に関する重要事項についてご審議いただくというものです。平成28年度におきましては、少なくとも、来年3月に予定されております新年度予算を審議する議会の前には開催して皆様からご意見をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

そして、協議会の会議とは別になりますが、例年、委員の皆様に参加協力いただいております「国民健康保険フォーラム」が8月30日に盛岡市で開催される予定です。

また、「国保制度改善強化全国大会」につきましては、11月に東京で開催される予定となっております。

さらに、当協議会独自の研修会といたしまして、今年度におきましては秋に開催を予定したいと考えております。

その都度、参加へのご協力についてご案内申し上げますので、そのときはよろしくお願いいたします。

最後ですが、封筒の中に情報国保連の5月号を同封させていただいております。のちほど、ご覧いただきたいと存じます。



以上でございます。

**会長（藤本莞爾委員）**

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の国保運営協議会を閉会いたします。

ご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

（閉会 午後 1 時 3 0 分）